

第7回市民会議議事概要

(平成28年8月24日午前10時—12時)

1. 三浦会長開会挨拶

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。弁護士会の運営に関する皆様のご意見を頂戴し、会の活動に役立てていきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

2. 議長・副議長選任、新委員紹介等

○ 平成28年度の議長・副議長について、全委員の承認を得て、前年度に引き続き、議長を池田委員に、副議長を佐藤委員に就任いただくことになった。

○ 新たに市民に委員に就任した牧野委員が紹介され次の通り、挨拶があった。

牧野委員：ただいまご紹介いただきました牧野と申します。宜しくお願いいたします。

今回より、市民会議のメンバーに加えていただき光栄です。平成27年4月から公益財団法人横浜企業経営支援財団の理事長を務めており、横浜市内の中小企業の支援を通じて横浜経済の活性化に取り組んでいます。

○ 吉田委員から任期付き公務員の件について次の通り報告があった。

吉田委員：木村広報委員会委員長にご相談をさせていただいておりました横須賀市における弁護士の任期付公務員としての採用が、今般実現いたしましたのでご報告いたします。行政管理課にて法務担当として勤務していただいています。今後も、弁護士に行政での活躍の場があることの発信にも取り組んでいきたいと思っております。

3. 議事1 (テーマ①)「非弁行為取り締まりの取り組み」

佐藤裕非弁護士取締委員会委員 (以下「佐藤会員」)：「非弁」ないし「非弁行為」とは、弁護士及び弁護士法人以外の者による法律事務の取り扱いをいいます。

法律事務については、弁護士法72条によって弁護士(以下弁護士法人を含む)以外の者には許されておらず、違反には罰則もあります。

法律事務は、当事者対立構造の中で財貨が動くことが典型的に多いため、これに介入することで利益を得ることを業とする者が過去には多くいました。いわゆる「事件屋」とよばれるものです。

事件屋は、当事者の犠牲のもとに自らの利益を図る者が多かったことから、専門知識と懲戒制度を有している弁護士に法律事務を限定し、他の者による法律事務(非弁行為)を規制しました。

暴力団規制もあって事件屋自体は減少しています。そのため、非弁行為の主体は次第に事件屋ではなくなってきました。

他方で、司法書士や行政書士といった他士業の競争激化の中で、他士業による非弁行為が問題になってきています。

司法書士や行政書士は、司法書士法や行政書士法によって業務の範囲が定められていますが、これを逸脱して法律事務を行う者が後を絶ちません。また、違法な広告もインターネット上で多く見られます。

なお、一定の研修を受けた認定司法書士について、法改正によって140万円以下の簡易裁判所の対象事件については、法律事務を行うことができることになっており、非弁行為の範囲が市民からは分かりづらくなってきています。

こうした非弁行為に対し、当会では非弁護士取締委員会を設置し、非弁行為についての情報収集、認知した非弁行為についての調査、刑事告発を含めた対応に務めています。

池田議長：佐藤会員より、非弁行為についてご説明をいただきましたが、皆さんは「非弁」という言葉をご存じだったのでしょうか。市民委員の皆さんも知らなかったという方が多いようですので、一般の市民の方も知らない方が多いのではないのでしょうか。

篠原委員：医師でない者が医療行為をしてはいけないことは一般に知られていますが、非弁行為が禁止されていることはあまり知られていないのではないのでしょうか。

弁護士会として、非弁行為が禁止されていることを発信してゆくことが重要だと思います。

早川委員：認定司法書士であれば140万円以下の法律事務を扱う行為ができるということですが、司法書士が扱える範囲というのはどのように決まったのでしょうか。

木村広報委員会委員長（以下「木村会員」）：司法書士会のロビー活動による結果ともいえますが、その制度ができた当時は弁護士の数がまだ少なく、司法書士に一定の法律事務を担ってもらう要請があったという事情もあります。

早川委員：今後、司法書士の扱える金額が上がる可能性もあるのでしょうか。

木村会員：140万円というのは、簡易裁判所に事物管轄のある事件ということですので、そのあたりと連動してくる可能性はあると思います。

吉田委員：非弁行為について、刑事告発かできるというお話がありましたが、主体は弁護士会ですか。また、これまで刑事告発をした事例はあるのでしょうか。

種村神奈川県弁護士会副会長（以下「種村副会長」）：主体は弁護士会ですが、これまでに刑事告発をした事例はありません。

佐藤会員：刑事告発をする程度の事案は把握していないということになります。

吉田委員：非弁行為を発見したらしらみつぶしに対応する方法もありそうですが。

佐藤会員：依頼者である市民が非弁行為をしている者に事件を依頼し、結果に満足してしまうと、通報はなされないため、把握が困難であるという事情があります。

吉田委員：インターネットで広告を出して非弁行為を行っている場合には何か対処はされていますか。

佐藤委員：弁護士会として警告を出していますが、手に負えないほどの件数があります。

吉田委員：非弁行為を行っている司法書士や行政書士は、司法書士法や行政書士法で処分をされることはないのでしょうか。

佐藤委員：そのような規定はなく、弁護士法違反となります。

吉田委員：司法書士会や行政書士会内部での浄化作用は期待できるのでしょうか。

佐藤委員：司法書士会、行政書士会では、活動できる範囲を広く解釈する方向にあるので、内部での浄化作用というのはあまり期待できません。ただし、監督官庁による監督はなされています。

吉田委員：例えば、司法書士会の監督官庁である法務省へのロビー活動などは行っているのでしょうか。

佐藤委員：当会では行っておりません。

吉田委員：市民からの通報が期待できないとすると、監督官庁の協力が重要になると思います。

牧野委員：他士業による非弁行為には具体的にどのような不利益があるのでしょうか。

佐藤委員：例えば、司法書士が過払金を請求する場合を例にとりますと、140万円を超える金額を請求する訴訟を提起できませんので、140万円を超える過払金がある事案でも、140万円以下で和解をしてしまうという不利益があります。

牧野委員：実際にそのような不利益を受けている市民がいるのであれば、非弁行為によって市民が受ける不利益を、具体的に分かりやすく発信する必要があると思います。

柿本委員：「認定司法書士」「過払金」というフレーズを用いた広告は、目や耳にする機会も多く、市民に過払金の回収は認定司法書士の業務であるという印象を与えていると思います。弁護士会が、非弁行為の取締りをしていることはこれまで知りませんでした。非弁行為によって不利益を受けるのは市民ですので、弁護士会としては、非弁行為によって市民が被害を受けないよう、市民に対する情報発信をしっかりとさせていただきたいと思います。

金井委員：弁護士に相談するのは敷居が高く、何か悪いことをしてしまったとか、大変な問題に遭遇してしまったときに弁護士に依頼するというイメージを持つ人も多いのではないのでしょうか。他方で、司法書士は、もう少しやわらかいイメージがあり、金額も安いのではないかと思ってしまうがちです。無料相談などを通して、弁護士に相談をできる機会が増えると良いと思います。

佐藤副議長：弁護士に相談するのは敷居が高いというお話に関連して、弁護士が司法書士の倍近くいるということあまり知られていないのではないのでしょうか。

また、神奈川県ですと、法律事務所は、関内周辺に集中しているイメージがあります。最近では、法律事務所も県内の様々な地域にできていますので、自分たちの地域にも弁護士がおり、アクセスが容易であることを知ってもらう必要があると思います。

牧野委員：過払金回収は司法書士というイメージができてしまっています。PRが上手く、サービスが良く、分かりやすいところに市民は吸い込まれてしまいます。弁護士は、事件処理を適切に行うことができるのは弁護士であることをPRする必要があると思います。

佐藤会員：非弁行為の取締りにあたっては、他士業とのパイの取り合いというイメージはもっていません。一定の業務を司法書士に頼んではいけないという発信の仕方は広報としてはやりやすいが、品位を欠くのではないかという問題があります。

牧野委員：単純に、弁護士であれば、この業務もできます、と広報すれば良いのではないのでしょうか。例えば、弁護士であれば、140万円を超える業務も扱えますといったような広報をすれば良いのではないのでしょうか。

三浦神奈川県弁護士会会長（以下「三浦会長」）：広報は難しいですね。費用対効果の問題がありますし、そのような広報をすれば司法書士との関係を意識します。また、ワンストップサービスの要請もありますので、他士業との連携を図ることが市民のためになるという面もあります。

種村副会長：弁護士会としては予算が限られていますので、個々の法律事務所が弁護士でないといけない業務があることを広報してくれると良いと思います。もっとも、「弁護士は司法書士と異なり・・・」といった表現は、弁護士としての品位の問題が出てくる可能性もあります。

金井委員：個々の法律事務所では、司法書士事務所や行政書士事務所と連携をしているのでしょうか。

三浦会長：先ほど私が申し上げた連携というのは、個々の弁護士のことではなく、弁護士会として、司法書士会や行政書士会と合同の相談会を開催しているという意味での連携です。市民の抱える問題の中には、法律問題だけではない複合的な問題もあるので、他士業と連携することで多面的な解決を図ることができるというメリットがあります。なお、個々の法律事務所で、司法書士などと連携していることもあります。

金井委員：司法書士が扱っていた事件が140万円を超えることが分かったら、弁護士に引き継ぐといった連携ができれば、依頼者の利益にも資するのではないのでしょうか。

安達神奈川県弁護士会副会長：司法書士事務所によっては、知り合いの弁護士に引き継ぐというところもあると思います。しかし、140万円を超えなければ、自ら

処理をできますので、140万円以下で和解をしておもうという誘惑はあるのではないのでしょうか。

柿本委員：市民にとって、裁判にせず和解で解決できた方が幸せという感覚もあるように思います。

弁護士としては、市民にとって身近な存在になるにはどうしたら良いかを検討する必要があると思います。弁護士に相談に行くとなると、予約をして、1時間程度の時間で事件の概要を漏れなく話さなければならないのではないか、資料も事前にきちんと揃えなければならないのではないかというイメージがあります。弁護士に相談することに対する具体的なイメージが持てるように広報することが大切だと思います。私は、市民委員となって、弁護士の幅広い活動を知りましたが、市民にはまだ届いていないのではないのでしょうか。

池田議長：弁護士会の広報のあり方というのは、第一回の市民会議でもテーマになりましたね。

吉田委員：非弁行為のうち、事件屋の活動は危険だというのは、漫画などとおして認識されているかもしれませんが。しかし、他士業による非弁行為の危険性というのは市民には分かりにくいと思いますので、市民が自らその危険を避けるということは難しいかもしれません。そうであれば、監督官庁による監督が重要になると思いますので、監督官庁へのロビー活動なども行ってはどうでしょうか。

牧野委員：司法書士による過払金回収の事案を見ますと、ニーズがあり、時効の問題があり期間も限られているということから、司法書士が活動の領域を拡大しようとするのは当然だと思います。そのような状況下では、弁護士は、司法書士にきちんと話をつけ、市民にはこういう場合は弁護士に相談するよという境界を明確に示す必要があると思います。

池田議長：非弁行為で問題となっている司法書士のリストなどは作成しているのでしょうか。

佐藤会員：リストは作成せず、ホームページなどで非弁行為を発見した場合に、その都度対応しています。何らかの形で、市民に非弁行為について広報し、市民から通報してもらうことが重要であると、本日の会議で改めて考えました。

早川委員：過払金回収の案件というのはまだあるのでしょうか。

種村副会長：まだあります。

早川委員：医療行為についても、看護師が行うことのできる行為が広がるなど、医師と看護師の業務の範囲に関するせめぎあいがあります。弁護士についても、過払金の問題が収束したら、さらに司法書士との業務の範囲についてせめぎあいが生じるのではないのでしょうか。そのときには、一定の業務は弁護士でなければならないというアピールをすることは重要になると思います。

池田議長：非弁行為により、市民が不利益を被る可能性があることが指摘されていますので、被害防止のためにも非弁行為に関する弁護士会の広報が重要であると言えそうです。市民にとって、何が不利益かというのも一概には言えないかもしれません。先ほど柿本委員が言われたように裁判にならない方が幸せと感じ、裁判に踏み切れない市民も多いかもしれません。

市民に親しまれる弁護士、弁護士会であってほしいというのが市民委員の皆さんの意見であると思いますので、そのような弁護士会になるよう応援のメッセージを送りたいと思います。

4. 議事2（テーマ②）「かなチャンTV」

議事に先立ち、かなチャンTV第4回「弁護士だけどマジシャン！」を視聴。渡部源かなチャンTVプロジェクトチーム副座長（以下「渡部会員」）より、かなチャンTVプロジェクトについての説明がされた。

渡部会員による説明の概要

- ・神奈川県から弁護士会に打診があり、神奈川県がホームページで動画配信を行っている「かなチャンTV」のなかの一番組を作成し、弁護士会の活動の広報を行っている。弁護士の敷居を下げる試みで、当会の変わった経歴を持つ弁護士達に出演してもらい、「弁護士だけど〇〇」というコーナーを設けている。
- ・再生回数は、かなチャンTVの他の番組と比較して、かなり多い。
- ・市民はこの動画に喜んでもらっているのか、どのような番組を作成すれば弁護士へのアクセスのしやすさにつながるのかについてもご意見いただきたい。

池田議長：動画に対しご意見ご感想をいただきたいと思います。この動画のリンクを神奈川県弁護士会のホームページに設けることはできないのでしょうか。

渡部会員：神奈川県にお願いしていますが、まだ会にリンクは設けられていません。

柿本委員：ユーチューブからもこの動画を見ることができました。動画内でしっかりと法律相談を行っていることに驚きました。

渡部会員：神奈川県からも番組内で硬い内容と柔らかい内容を織り交ぜてほしいと要望があり、番組の品位を保つため、法律相談を行っています。

柿本委員：法律相談のコーナーを動画の前半部分に入れるか、後半部分に入れるかは悩ましいですね。

渡部会員：県からの要望もありまして、最終的には動画の前半でいれております。

柿本委員：出演される弁護士の方で、ゲストの方以外の名前をキャプチャ等を出してはいかがでしょうか。

渡部会員：ゲスト出演者は現在公募し、名前だけを表示して、事務所名は出さないことにしています。弁護士会の広報であり、個人の広報にならないよう、線引きしております。

木村会員：あの動画で有名になる人は出さないことにしているんですね。

渡部会員：その点は会全体に配慮しています。

早川委員：4回目、5回目の番組の視聴回数が高いですね。

渡部会員：5回目はアメフトのプロリーグ選手が出演しました。出演者の知人等が視聴しているのかもしれませんが。

池田議長：組織票で視聴回数が伸びるとしても、市民に口づてに番組の評判が広がるのであるからいいのではないのでしょうか。

渡部会員：弁護士会でもツイッターで動画告知をしていますが、ツイッター経由での再生はないようで、今後どのように動画の告知を広めていくのかは課題です。

柿本委員：フェイスブック等 SNS での動画のシェアなどを利用するのはどうでしょうか。

渡部会員：動画の制作委員はフェイスブックにシェアしている人もいます。

篠原委員：動画中の法律相談だけでは、弁護士の活動の全般の内容がわかりにくいのではないのでしょうか。弁護士活動の内容を市民が柔らかく受け取れるようにしてもらいたいですね。

渡部会員：動画配信の都合上、個人の顔が全世界に流れてしまいます。噛み砕いた表現や説明を行いますと、内容が多角的に視聴者に捉えられてしまい、発言者がネットで批判されるのではないかと、その点も現在模索しております。

牧野委員：多くの市民に見てもらうことに意味があるので、再生回数を維持するという目的を重視して、プロの指導を受けたり会の中でアイデアコンテストをしたりしてはどうでしょうか。

佐藤副議長：ある程度弁護士を知っている人が弁護士の違った面を知る楽しみはありますが、入口の敷居を下げることには繋がりにくいかもしれません。また、一部の特殊な弁護士だけを取り上げては、平均的な弁護士の像は一般市民に伝わりにくいのではないのでしょうか。法律的な言葉の使い方を離れて番組作成をしてみて、不都合がある場合に、注釈をつけるといった方法をとってみるのもどうでしょうか。こんなことでも弁護士に相談していいのかと思える内容にした方が弁護士の敷居を下げるということに繋がるのではないかと思います。

渡部会員：例えば、今後、児童虐待ですとか、ネットに載ってない専門的な内容の法律問題を取り上げてみることも考えております。一旦、真面目な内容の番組をやってみて、視聴回数の変化を観察しようと考えています。

金井委員：これは、弁護士会独自の動画では反発の起きる内容ではありますが、神奈川県番組というのが丁度いいと思います。今後の内容については、例えば、弁護士の活動やイベントなどの広報も入れるべきではないのでしょうか。弁護士がやっている活動をわかってもらわないと、市民が弁護士に関わる機会も

増えて来ないと思いますので。

池田議長：画期的な企画であると思います。広報という形を通じて、弁護士活動がいかに市民に受け入れられるか、時間はかかるかもしれませんが、良い活動だと思います。

5. 木村良二広報委員会委員長閉会挨拶

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。非弁行為という普段、馴染みのないテーマではありましたが、様々なご意見を頂戴することができました。ご意見を拝聴し、対外広報の難しさを改めて認識いたしました。いただいたご意見を会の活動に反映させていきたいと思ひます。

なお、横須賀市の任期付公務員としての当会会員の採用、横須賀市の図書館での法律相談の実施など、市民会議をきっかけに弁護士、弁護士会の活動の範囲を広げることができました。

引き続きよろしくお願ひいたします。本日は、ありがとうございました。